

お知らせ News 農業者の皆様へ 農業者年金に加入しましょう

本庁舎農業委員会事務局 内2241

《農業者年金の特徴》

- ▷ 国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。
 - ▷ 「積立て型（確定拠出型）」の年金です。
 - ▷ 保険料は、月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択できます。
 - ▷ 一定の要件を満たした方には、保険料の国庫補助があります。
 - ▷ 支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象になります（最高年額80万4千円）。受け取る年金も、公的年金等控除が適用されます。
 - ▷ 原則65歳から終身受給でき、加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、遺族に死亡一時金が支払われます。
- ※お申し込みやご相談は、農業委員会または最寄りのJA（農協）にお問い合わせください。

募集 Recruit 市有財産一般競争入札の実施

本庁舎財政課 内2336

市では、市有財産の一般競争入札を行います。

● 売払物件

売払番号	所在地	地目	面積 (㎡) (坪)	最低入札価格 (千円)
1	昭和町69-28	宅地	231.41 (70.00)	6,300
2	影鬼越13-1	山林	11,332 (3,433)	3,600

● 入札参加の申込受付など

▷ 期間 8月1日(火)～31日(木) ※平日のみ 午前8時30分～午後5時15分

▷ 場所 財政課

● 入札日 9月8日(金)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

※今後は、入札情報を市ホームページで随時お知らせします。



募集 Recruit 平成30年度採用（平成30年4月1日以降） 市職員採用試験

本庁舎総務課 内2315

- 第一次試験日 9月17日(日)
- 申込受付期間 8月18日(金)まで

職種 (採用予定人員)	受験資格 (学歴不問)
行政事務 (1人程度)	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
幼稚園教諭 および保育士 (4人程度)	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または平成30年3月末日までに同免許および資格を取得する見込みの方
保健師 (1人程度)	昭和58年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または平成30年3月末日までに同免許を取得する見込みの方

- 第一次試験日 10月15日(日)
- 申込受付期間 8月25日(金)～9月15日(金) ※申込用紙は8月24日(木)から配付します。

職種 (採用予定人員)	受験資格 (学歴不問)
行政事務 (2人程度)	《大学卒程度[後期試験]》 昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた方 《民間企業等職務経験者》 昭和53年4月2日以降に生まれた方で、平成29年3月末日現在、民間企業などにおける職務経験を5年以上有する方

※今年度実施の試験を、重複して受験することはできません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



お知らせ News 「あんしんメイト養成講座」の開催

本庁舎高齢福祉課 内2729

あんしんメイトとは、認知症の方やその家族を対象とした活動を行うボランティアです。ご自宅や施設を訪問し、生きがい活動の支援や、ご家族の話をお聞きするなどの活動をしています。ぜひ一緒に活動しましょう。

- 講座日程 ▷ 9月19日・26日、10月3日・17日・24日 火曜日/午後1時30分～
- ▷ 10月5日(木)・6日(金)・10日(火)・11日(水)のうち、指定する1日/午前10時～午後2時（介護施設での交流体験）
- 会場 本庁舎地下第1・2会議室
- 対象 認知症サポーター養成講座を受講し、かつ講座の全日程を受講できる方。
- 申込先 高齢福祉課



お知らせ News マイナンバーカードは受け取りましたか？

本庁舎市民課 内2159

市では、マイナンバーカードの交付申請をしたまま、受け取っていない方のカードを保管しています。

交付期限が切れていても受け取れますので、必要書類を持参のうえ、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書」に記載された交付場所に、お早めにお越しください。

● 受け取る際に必要なもの

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書、個人番号通知カード、本人確認書類（運転免許証・旅券・在留カードなど。※健康保険証など公的機関による書類で顔写真の無いものは、そのほかに診察券など2点での確認が必要です）。

※マイナンバーカードは、原則本人のみの交付であり、代理の受け取りはできません。

※15歳未満の方は、法定代理人の同行をお願いします。

お知らせ News 後期高齢者医療 保険料軽減制度の改正

本庁舎国保年金課 内2175

平成29年度以降、保険料の軽減措置は以下のとおり改正されます（赤字が改正部分）。

《均等割額軽減における所得基準の拡大》

均等割額の5割軽減と2割軽減における所得基準が拡大されます。

軽減割合	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額
9割軽減	「33万円」以下（世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円」以下
5割軽減	「33万円+27万円×被保険者数」以下
2割軽減	「33万円+49万円×被保険者数」以下

※平成28年中の総所得金額などの合計です（65歳以上の方の公的年金所得は、特別控除15万円を差し引いた額で判定します）。

《所得割額の軽減》

所得割額を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額が58万円以下の方の軽減措置が変わります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度
5割軽減	2割軽減	軽減なし

《被用者保険などの被扶養者であった方への軽減》

後期高齢者医療制度に加入する前日まで被用者保険などの被扶養者であった方の、均等割額軽減措置が変わります。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	以後
9割軽減	7割軽減	5割軽減	資格取得後2年間 5割軽減 ※3年目以降 軽減なし

※この軽減措置の対象でなくなっても、所得の低い方で、均等割額の9割・8.5割の軽減対象となる方は、そちらの軽減措置が適用されます。

- 平成29年度の保険料率は、昨年度と変わりません。保険料は個人の所得に応じて異なります。保険料のお知らせは、8月中旬に送付します。